

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月4日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

(静岡市手数料条例の一部改正)

第1条 静岡市手数料条例(平成15年静岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

長期優良住宅建築等計画認定申請	新築する場合	登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(以下「長期使用構造等適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	15,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が6から10までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
				1棟の総戸数が11から50までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
	長期使用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11	一戸建ての住宅	19,000円		
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額	
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額	

年法律第81号) 第5条 第1項に規定する住宅性能評価書をいう。 (以下同じ。)を添付した場合		もの	
		1棟の総戸数が117,000円に総戸数から25までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が266,000円に総戸数から50までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が515,000円に総戸数から100までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が4,000円に総戸数101から200までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が3,000円に総戸数201以上であるもの	を乗じて得た額
長期使用構造等適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	一戸建ての住宅		52,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が524,000円に総戸数までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が619,000円に総戸数から10までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が1115,000円に総戸数から25までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が2613,000円に総戸数から50までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が5111,000円に総戸数から100までであるもの	を乗じて得た額

			るもの	
			1棟の総戸数が101から300までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が301以上であるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	14,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51から200までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が201以上であるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
			長期使用構造等適合証を添付しない場合	
一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	35,000円に総戸数を乗じて得た額		
	1棟の総戸数が6から10までであるもの	28,000円に総戸数を乗じて得た額		

					もの	
					1棟の総戸数が11から25までであるもの	22,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が26から50までであるもの	20,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が51から100までであるもの	17,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が101から200までであるもの	16,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が201から300までであるもの	15,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が301以上であるもの	14,000円に総戸数を乗じて得た額
長期優良住宅建築等計画	長期優良住宅建築等計画の受託者の決定を事由とする	住宅を新築する場合	長期使用に適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		7,500円
				一戸建ての住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	2,500円に総戸数を乗じて得た額
				住宅以外の住宅	1棟の総戸数が6から10までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が11から50までであるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額
					1棟の総戸数が51以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額

を

変更の認定申請
 計画の変更の場合を除く。）

長期使用	一戸建ての住宅	9,500円
構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書を添付した場合	一戸建ての住宅	1棟の総戸数が56,000円に総戸数を乗じて得た額
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が65,000円に総戸数から10までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が113,500円に総戸数から25までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が263,000円に総戸数から50までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が512,500円に総戸数から100までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が1,200円に総戸数101から200までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が1,500円に総戸数201以上であるもの
長期使用	一戸建ての住宅	26,000円
構造等適合証及び住宅性能評価書を添付しない場合	一戸建ての住宅	1棟の総戸数が512,000円に総戸数を乗じて得た額
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が69,500円に総戸数から10までであるもの
	住宅以外の住宅	1棟の総戸数が117,500円に総戸数から25までであるもの

			1棟の総戸数が26 から50までである もの	6,500円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が51 から100までであ るもの	15,500円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が 101から300まで あるもの	5,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が 301以上であるも の	4,500円に総戸数 を乗じて得た額
住宅を増築 し、又は改築 する場合	長期使用 構造等適 合証を添 付した場 合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住 宅以外の住宅	1棟の総戸数が5 までであるもの	6,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6 から10までである もの	5,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11 から25までである もの	3,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26 から100までであ るもの	2,000円に総戸数 を乗じて得た額
			1棟の総戸数が 101以上であるも の	1,000円に総戸数 を乗じて得た額
	長期使用	一戸建ての住宅		44,000円
	構造等適 合証を添	一戸建ての住 宅以外の住宅	1棟の総戸数が5 までであるもの	20,000円に総戸数 を乗じて得た額

		付しない 場合	1棟の総戸数が6	16,000円に総戸数
			から10までである	を乗じて得た額
			もの	
			1棟の総戸数が11	12,000円に総戸数
			から25までである	を乗じて得た額
			もの	
			1棟の総戸数が26	11,000円に総戸数
から50までである	を乗じて得た額			
もの				
			1棟の総戸数が51	9,000円に総戸数
			から100までであ	を乗じて得た額
			るもの	
			1棟の総戸数が	8,000円に総戸数
			101から300までで	を乗じて得た額
			あるもの	
			1棟の総戸数が	7,000円に総戸数
			301以上であるも	を乗じて得た額
			の	
譲受人の決定のみを事由とする計画の変更の場合	一戸建ての住宅			2,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5	1,000円に総戸数	
		までであるもの	を乗じて得た額	
	1棟の総戸数が6	500円に総戸数を		
	以上であるもの	乗じて得た額		
地位の承継の承認申請	一戸建ての住宅			2,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5	1,000円に総戸数	
		までであるもの	を乗じて得た額	
	1棟の総戸数が6	500円に総戸数を		
	以上であるもの	乗じて得た額		

「

長期優良住宅建築等計画認定申請	住宅を新築する場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	15,000円	
			一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	15,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	26,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	42,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	68,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	108,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	164,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	277,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	350,000円
			申請戸数が301以上であるもの	398,000円	
	その他の場合	一戸建ての住宅	52,000円		
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	52,000円		
		申請戸数が2から5までであるもの	118,000円		
		申請戸数が6から10までであるもの	187,000円		

		申請戸数が11から25までであるもの	368,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	656,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,130,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	2,080,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	2,970,000円
		申請戸数が301以上であるもの	3,640,000円
住宅を	住宅の品質確保の促	一戸建ての住宅	22,000円
増築	進等に関する法律第	一戸建ての住宅	22,000円
し、又	6条の2第5項の規	宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの
は改築	定の適用を受けた場		申請戸数が2から5までであるもの
する場合			申請戸数が6から10までであるもの
合			申請戸数が11から25までであるもの
			申請戸数が26から50までであるもの
			申請戸数が51から100までであるもの
			申請戸数が101か

			ら200までであるもの	
			申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
			申請戸数が301以上であるもの	595,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円
			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長	長期優	住宅	住宅の品質確保一戸建ての住宅	7,500円

に

期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画 変 更 認 定 申 請	良住宅を新築する 建築等築する 計画のる場 変更の合 宅場 場合 建（譲受 築人の決 等定のみ 計を事由 画とする 変場合を 更除く。）	の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	7,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	13,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	21,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	32,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	53,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	84,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	140,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	175,000円
				申請戸数が301以上であるもの	194,000円
			その他の場合	一戸建ての住宅	
一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	26,000円			
	申請戸数が2から5までであるもの	60,000円			
	申請戸数が6から10までであるもの	96,000円			
	申請戸数が11から25までであるもの	181,000円			

			申請戸数が26から50までであるもの	323,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	553,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	1,010,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	1,430,000円
			申請戸数が301以上であるもの	1,740,000円
住 宅	住宅の品質確保	一戸建ての住宅		17,000円
を 増	の促進等に関する	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	17,000円
築し、	る法律第6条の	宅以外の住宅		
又 は	2第5項の規定		申請戸数が2から5までであるもの	30,000円
改 築	の適用を受けた		申請戸数が6から10までであるもの	49,000円
す る	場合		申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
場 合			申請戸数が26から50までであるもの	128,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	204,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	341,000円

			申請戸数が201から300までであるもの	427,000円
			申請戸数が301以上であるもの	473,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	45,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	99,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	159,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	301,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	540,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	926,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円
			申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円
	譲受人の決定のみを事由とする場合			2,500円
	地位の承継の承認申請			2,500円

認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請	160,000円
---------------------	----------

改める。

第2条 静岡市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第7中

優良宅地 造成認定 申請	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であると	130,000円
--------------------	---	----------------------------------	----------

を

マンション 管理計画 の認定 申請又は 認定の更 新申請	マンション管理適正化推進センターが交付したマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書面(以下「管理計画認定基準適合証」という。)を添付した場合	長期修繕計画の数が1であるもの 長期修繕計画の数が2以上であるもの	3,800円 3,800円に1を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
---	--	--------------------------------------	--

	管理計画認定基準適合証を添付しない場合	長期修繕計画の数が1であるもの	26,900円
	合	長期修繕計画の数が2以上であるもの	26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成に係るもの	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であるとき。	130,000円

改める。

別表第9中

	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	110,000円
--	---------------------------------------	----------

を

	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合	98,000円
--	---------------------------------------	---------

に、

	液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置	17,000円に変更に係
--	--------------------------------	--------------

置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可申請	る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	を
--	------------------------	---

液化石油ガス法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可申請	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	に
---	------------------------------------	---

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年2月20日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第7の規定は、令和4年2月20日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第7の規定にかかわらず、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた長期優良住宅建築等計画の変更及び認定に基づく地位の承継の申請に係る手数料については、なお従前の例による。